

災害に備える地域拠点としての
公民館について

(答 申)

令和4年2月4日
郡山市立公民館運営審議会

はじめに

公民館は、社会教育法第20条により、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とし、各種講座や地域との交流機会を創出する事業等を開催し、自己啓発、地域の課題解決、住民の生きがい、ひいては地域づくりに繋がる活動を続けています。

「郡山市地域防災計画」においては、近年の複雑化・大規模化する自然災害に対し、気候変動の影響に鑑み、SDGsのゴール13「気候変動に具体的な対策を」の理念を踏まえた災害対策を講じることとしております。

その中で、公民館においては、大規模地震やその他災害時における避難所としての役割を担うことに加え、常日頃から防災・減災教育を学ぶ学習拠点としての役割も求められています。

今後も頻発・激甚化が予想される自然災害に対して、公民館が地域住民や関係団体等との連携により、安全・安心な地域づくりの中核となるよう、審議結果を答申いたします。

1 現状と課題

今回の諮問事項を審議する中で、公民館の災害に対する取組等の現状について調査を行ったところ、防災講座を開催したり地域ぐるみでの避難訓練を実施する施設、また避難所運営に積極的に関わる施設など、一部の公民館において地域に応じた取組が行われていることが確認されましたが、公民館全般として、以下のとおり課題があることも分かりました。

(1) 避難所としての機能について

指定避難所は全て耐震化されておりますが、スロープの設置やトイレの洋式化など一部未整備の施設があり、年齢、性別等にかかわらず、誰もが使いやすい設備が整っているとは言えません。

また、情報取得等のライフラインとも言える無料Wi-Fi環境も一部施設で未整備のほか、災害時の電源確保のための非常用電源設備の整備も完全ではありません。

そのほか、避難者を受け入れるための駐車場の数も不足しています。

(2) 防災学習について

自主防災組織や消防組織等との防災訓練、公民館の主催事業や各種団体の自主講座で市政きらめき出前講座等を利用した防災学習を実施しているのは一部の公民館に限られているため、市民への防災学習の実施が十分とは言えません。

(3) 地域における連携について

災害時に避難所として開設した場合に、地域住民の避難を円滑にするうえでも町内会や自主防災組織等との連携が不可欠であります。現状、町内会や自主防災組織等との関わり方は、地域によってその程度に差があることから、町内会等地域団体との関係をどのように深めていくかが課題となります。

2 提案事項

(1) 避難所としての機能の充実

少子高齢化や国際化、価値観の多様化が進む中で、子どもや高齢者、体の不自由な方、妊婦の方など、全ての方が安全に安心して使用できるよう、駐車場の整備も含め、ユニバーサルデザインの考え方をより一層取り入れた施設の対処を進める必要があります。

また、避難者が電話や電子メール等で情報取得や安否確認等を行うことができるよう、災害時を考慮した通信環境の整備も大切です。

さらに、太陽光発電設備のほか、可搬型又は据付け式の非常用発電機と燃料を確保しておくなど、停電が発生した場合に備えることも重要です。

施設により、構造、規模は様々ですが、可能な限り避難所としての機能の充実を目指してください。

(2) 防災・減災学習の提供の推進

住民の生命、身体及び財産を災害から守り、地域の防災力を向上させるためには、地域住民が防災に関わり、防災・減災への関心を高めていくことが必要です。

そのためには、子どもから高齢者までのあらゆる年齢層を対象に、災害に対する心構えや防災・減災についての知識や技術の習得に関する講座を定期的開催する必要があります。

また、町内会や自主防災組織など住民参加型の避難訓練や防災訓練、避難所開設訓練なども併せて実施していくことも大切です。

更に今日においては、社会全体のデジタル化が進み、行政や企業においてもDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組が求められる中、スマートフォン等の操作に関する講座を実施することで、災害時に情報通信手段として有効活用できるよう支援していくことも有益な手法となります。

なお、行政による「公助」だけではなく、「自助」「共助」による避難誘導體制の確立が一層重要であることから、水害等により被災しやすい地域では、地域の実情に応じたより一層の防災・減災学習の提供に努めてください。

（3）地域における絆の醸成

災害時には、通信手段の混乱・情報途絶等もあり、備えがなければ町内会を始めとする関係団体との連携を試みるのは困難です。効率的で迅速な避難を行えるよう、町内会等関係団体との連絡方法や役割分担、避難者の誘導や災害情報の提供方法などを、それぞれの地域の実情に応じてあらかじめ検討しておくことが重要です。

そのために、地域のステークホルダー[※]である町内会や自主防災組織、婦人会、民生委員、関係機関・団体等と行政、公民館が地域における問題点を課題として洗い出し、優先事項、解決策を議論する災害対応ワークショップの開催や地区の防災マップを作成するなど、平時から協力関係を構築しておく必要があります。

また、地域における課題を踏まえ、それぞれの避難所に応じた避難所開設時の職員の役割や初動体制、避難者受入スペース等の施設利用計画を作成するなど、避難所開設時の初期対応を円滑に行うための取組を進めることも重要です。

これらの町内会等地域団体との活動や防災・減災学習を通して、自ら考え、自ら行動できる「自助」の精神とともに、住民同士が共に協力し助け合う「共助」の精神を醸成していくことで、災害への対応だけではなく、郡山市で推進しているセーフコミュニティ活動や「誰ひとり取り残さない」とするSDGsの理念についての理解を深めることにもつながります。

※ステークホルダー・・・利害関係者のこと。ここでは、地域コミュニティに関わるあらゆる関係者を指す。

（追記）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会教育活動も制限を余儀なくされている中、講座の受講機会の拡大のためにオンライン講座を実施したり、避難所の開設に当たっては、体調不良者と一般避難者のスペースや動線を分けるなど、新型コロナウイルス感染症対策への対応も重要になると思われます。

また、今後は、新型コロナウイルス感染症にとどまらず、他の新興感染症や再興感染症も視野に入れた対応も求められます。

【参照】

資料編

◆郡山市地域防災計画抜粋

第3章 災害予防計画

第3節 防災知識普及計画

2 市民に対する防災知識の普及

第6章 大規模地震対策計画

第3節 地震防災予防対策

第2 地震に関する知識の普及

1 普及の内容

2 啓発普及の方法

◆市政きらめき出前講座（防災関係）

おわりに

公民館は、地域における生涯学習の中核的な施設として、防災・減災教育などの民間では提供されにくい分野の講座開設や町内会等地域の関係団体との連携・協力のもと、地域の課題解決に向けた支援を行っております。

地震や気候変動等による大規模な災害が頻発する中、「公助」としての行政主導の防災対策だけでは限界があります。地域コミュニティの拠点でもある公民館では、住民が「集い」、ともに「学び」、地域団体とのネットワークを「結ぶ」ことにより、人づくり・地域づくりが進められています。

こうした取組の積み重ねが、災害における住民一人ひとりの「自助」意識を高め、地域コミュニティによる「共助」を支えとして、防災・減災力を高めることにつながります。

現在、先進的自治体では、住民主体の避難所運営が実践されており、今後もさらに地域による「共助」の取組が求められることから、郡山市においても避難所運営や防災・減災教育について、どのように地域コミュニティを結び付け、「住民主体」による災害に強い「地域」づくりを進めていくかについて、引き続き検討していく必要があります。

本答申が防災に備える地域拠点としての公民館にとって大きな力となり、また、郡山市の防災・減災対策にとってもより良いものとなるよう今回の提案を活かした事業が広く展開されることを期待します。

**令和2年6月1日から令和4年5月31日
郡山市立公民館運営審議会**

郡山市公民館運営審議会委員

○現委員

委員長：横溝 聡子		副委員長：鈴木 和子		
鮎瀬 敏子	伊藤 栄治	伊藤 幸子	片岡 悠人	菅家 元志
黒川 佳子	坂本 大	佐藤 博	鈴木 由佳	関本 賢治
高橋 敦司	高橋 正好	武山 義則	樽川 正規	遠野 瑞穂
松原 強	松村 賢剛	武藤 清晃	安田 忍	渡辺 成典

○前委員（任期：令和2年6月1日から令和3年5月31日まで）

安齋 拓郎	柳沼 久裕	山本 晃史
-------	-------	-------

郡山市公民館運営審議会 諮問検討経過

回	日 時	検討事項等	開催場所等
1	令和2年8月27日	公民館の概要及び事業についての説明 運営審議会のスケジュール等についての説明 諮問事項についての説明	郡山公会堂
2	令和2年11月26日	諮問事項に関して郡山市総務部防災危機管理課からの事業説明	中央公民館
3	令和3年3月11日	諮問事項に関する公民館並びに自主防災組織からの事例発表	中央公民館
4	令和3年7月2日	答申（案）についての審議	中央公民館
5	令和3年12月17日	答申（案）についての審議	中央公民館
6	令和4年1月19日	答申の確定	中央公民館
7	令和4年2月4日	公民館長へ答申	各公民館
8	令和4年2月4日	教育長へ答申を報告	教育委員会

資料編

【郡山市地域防災計画抜粋】

第3章 災害予防計画

第3節 防災知識普及計画

2 市民に対する防災知識の普及

- (1) 学校教育及び社会教育において、学習内容に防災教育を組み入れ、防災に関する知識の普及と向上を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

第6章 大規模地震対策計画

第3節 地震防災予防対策

第2 地震に関する知識の普及

地震による被害を最小限にとどめるため、市及び公共機関は市民に対しあらかじめそれぞれ効果的な方法により地震に関する知識の普及活動を行い、防災思想の普及を図る。市は市民からの地震対策に関する種々の相談に応ずるとともに、適切な指導にあたる。

1 普及の内容

- (1) 地震についての知識
- (2) 地震発生時の心得
- (3) 避難及び初期消火の心得
- (4) 建物の点検と救助、救護の方法
- (5) 自主防災組織づくり
- (6) 緊急地震速報発表時の対応
- (7) 家庭内備蓄、非常持出品の準備
- (8) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (9) 大規模盛土造成地マップによる滑動崩壊による災害危険性や液状化被害

2 啓発普及の方法

広報紙、パンフレット、新聞、テレビ、ラジオ、市政きらめき出前講座、大規模盛土造成地マップ及び液状化マップ等を通じ、広く市民に対し防災知識と思想の普及を図るとともに、公民館、学校など教育機関を通じて防災思想の普及を行う。

【市政きらめき出前講座（防災関係）】

No.	子ども	オンライン	講座名（担当課）	講座の内容
45	○	○	ごんなどきどうする -災害から身を守るために- (防災危機管理課 924-2161)	～災害の知識と防災対策～ ①災害の基礎知識について ②災害への日頃の備えについて ③地域防災の必要性について
46	○	○	災害から身を守ろう (防災危機管理課 924-2161)	～小中学生を対象とした災害の知識と防災対策～ ①防災の奇跡と悲劇 ②災害の基本的な知識を身につけよう ③災害から身を守ろう ※アニメーション的画像を活用しています。極力専門語は使用しません。 ※オンラインはZOOM（双方向型）のみ可能
47	○		地域防災マップを作ろう (防災危機管理課 924-2161)	～地域の危険箇所を再発見～ ①地域防災マップの作り方の講習 ②グループワーク（防災マップづくり） ③発表 ※まち歩きを含め、約2時間程度の時間を要します。
48	○		みんなが住むまちの 防災マップを作ろう (防災危機管理課 924-2161)	～小中学生を対象とした防災マップづくり～ ①防災マップの作り方 ②まちの探検 ③防災マップづくり ※外歩きの際は、保護者等の補助が必要です。
87	○	○	土砂災害ハザードマップを 活用しよう! (河川課 924-2701)	～土砂災害ハザードマップの見方と使い方～ ①郡山の概要 ②近年の土砂災害被害について ③ハザードマップの見方と使い方 ④土砂災害から身を守るために ※子ども向けメニューは、一般講座の内容を子ども向けに変更して対応します。
88	○	○	洪水ハザードマップを 活用しよう! (河川課 924-2701)	～洪水ハザードマップの見方と使い方～ ①郡山市の概要 ②近年の洪水被害について ③洪水ハザードマップの見方と使い方 ④水害から身を守るために ※子ども向けメニューは、一般講座の内容を子ども向けに変更して対応します。
95	○	○	ゲリラ豪雨に備えましょう (上下水道局経営管理課 932-7644)	～ゲリラ豪雨による内水被害と浸水対策～ ①ゲリラ豪雨による内水被害発生の仕組み ②内水ハザードマップにおける浸水想定 ③「自助/共助/公助」による浸水対策 ④内水ハザードマップを活用した自助と共助の取り組み等 ※子ども向けメニューの内容 ①ゲリラ豪雨で内水被害が起こる仕組み ②内水ハザードマップを見てみよう ③もし、内水被害が起こったら！

【指定避難所一覧（公民館抜粋）】

中央・地区・地域41館、分館・分室13館

（令和3年9月1日現在）

NO	施設名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
1	中央公民館	麓山一丁目8-4	○	○		○		○	○	○
	1 中央公民館針生分館	大槻町字笹ノ台71-1	○	○		○		○	○	○
	2 中央公民館白岩分館 (白岩コミュニティ消防センター)	白岩町字柿ノ口21	○	○		○		○	○	○
2	清水台地域公民館 (郡山地域職業訓練センター)	清水台一丁目6-1	○	○		○		○	○	○
3	小原田地域公民館	小原田四丁目3-4		○		○		○	○	○
4	芳賀地域公民館	芳賀二丁目6-1		○		○		○	○	○
5	開成地域公民館	開成三丁目14-10	○	○		○		○	○	○
6	名倉地域公民館	字名倉248-3	○	○		○		○	○	○
7	桑野地域公民館	亀田一丁目28-4	○	○		○		○	○	○
8	久留米地域公民館	久留米三丁目46	○	○		○		○	○	○
9	桃見台地域公民館	桃見台12-3	○	○		○		○	○	○
10	大島地域公民館	桑野五丁目5-1	○	○		○		○	○	○
11	薫地域公民館	鶴見坦二丁目19-27	○	○		○		○	○	○
12	赤木地域公民館	赤木町7-19		○		○		○		○
13	東部地域公民館	阿久津町字久保24-1	○	○		○		○	○	○
14	橋地域公民館	本町一丁目20-18		○		○		○	○	○
15	緑ヶ丘地域公民館 (緑ヶ丘ふれあいセンター)	緑ヶ丘東三丁目1-21	○	○		○		○	○	○
16	富田公民館	町東三丁目84	○	○		○		○	○	○
17	富田東地域公民館	富田町字天神林40-1	○	○		○		○	○	○
18	富田西地域公民館 (富田西ふれあいセンター)	富田町字大十内85-22	○	○		○		○	○	○
19	大槻公民館 (大槻ふれあいセンター)	大槻町字中前田56-1	○	○		○		○	○	○
20	大成地域公民館	鳴神二丁目55	○	○		○		○	○	○
21	小山田地域公民館	大槻町字六角50-1	○	○		○		○	○	○
22	大槻東地域公民館	御前南二丁目93	○	○		○		○	○	○
23	安積公民館 (安積総合学習センター)	安積町荒井字南赤坂265	○	○		○		○	○	○
	3 安積公民館安積分室	安積一丁目30		○		○		○	○	○
24	柴宮地域公民館	安積町荒井字前田24-1	○	○		○		○	○	○
25	安積南地域公民館	安積町笹川字吉田40-81	○	○		○		○	○	○
26	永盛地域公民館	安積町日出山字旧屋敷44-1		○		○		○	○	○
27	三穂田公民館	三穂田町八幡字東屋敷6	○	○		○		○	○	○
	4 三穂田公民館鹿ノ崎分室 (三穂田ふれあいセンター)	三穂田町富岡字鹿ノ崎11-1	○	○		○		○	○	○

NO	施設名	所在地	対象とする異常な現象の種類							
			洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
28	逢瀬公民館 (逢瀬コミュニティセンター)	逢瀬町多田野字南原3	○	○		○		○	○	○
5	逢瀬公民館河内分館 (河内ふれあいセンター)	逢瀬町河内字西荒井156	○	○		○		○	○	○
29	片平公民館 (片平ふれあいセンター)	片平町字町南7-2	○	○		○		○	○	○
30	喜久田公民館 (喜久田ふれあいセンター)	喜久田町堀之内字下河原1	○	○		○		○	○	○
31	日和田公民館	日和田町字小堰23-4	○	○		○		○	○	○
6	日和田公民館梅沢分館	日和田町梅沢字新屋敷72-4	○						○	
7	日和田公民館八丁目分館	日和田町八丁目字仲頃29-7	○						○	
32	富久山総合学習センター (富久山公民館)	富久山町福原字泉崎181-1	○	○		○		○	○	○
8	富久山公民館富久山分室	富久山町久保田字久保田216	○	○				○	○	○
33	八山田地域公民館	郡山市八山田五丁目410	○	○		○		○	○	○
34	行徳地域公民館	富久山町久保田字樹形43	○	○		○		○	○	○
35	湖南公民館	湖南町福良字家老9390-4	○	○		○		○	○	○
9	湖南公民館福良分館 (サンサングリーン湖南)	湖南町福良字台畠8584	○	○		○		○	○	○
10	湖南公民館月形分館 (湖南コミュニティセンター)	湖南町舟津字舟津852	○	○		○		○	○	○
36	熱海公民館 (熱海多目的交流施設)	郡山市熱海町熱海二丁目15番地の1	○	○		○		○	○	○
11	熱海公民館熱海分館 (熱海消防センター)	熱海町熱海四丁目110	○			○		○	○	○
37	田村公民館	田村町岩作字穂多礼40-3	○	○		○		○	○	○
12	郡山市立田村公民館 谷田川分館	谷田川字表前57-1	○	○		○		○	○	○
38	高瀬地域公民館	田村町上行合字宮耕地93-1	○	○		○		○	○	○
39	二瀬地域公民館	田村町栃本字市穀4-2	○	○		○		○	○	○
40	西田公民館 (西田ふれあいセンター)	西田町三丁目字桜内259	○	○		○		○	○	○
41	中田公民館 (中田ふれあいセンター)	中田町下枝字大平358	○	○		○		○	○	○
13	郡山市立中田公民館 牛糞分館	中田町牛糞本郷字亀石71	○	○		○		○	○	○